

住民票を新居に移す前（入居予定）に住宅用家屋証明を申請する場合に必要な書類

必要書類			
	申立書 ※1	原本を提出	下記が記載されたもの ①所有者の住所・氏名 ②家屋の登記簿上の所在地・家屋番号 ③家屋の住居表示 ④入居予定年月日 ⑤現住家屋の処分方法 ⑥入居が登記の後になる理由
4 点 の う ち い ず れ か	・現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」等の場合	原本又は写しを提示	「賃貸借契約書」 「使用許可証又は家主の証明書等」 「登記簿など現住家屋が申請者の所有家屋ではないことを証する書類」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋（持家）を売却する場合		「売買契約書」 「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋（持家）を賃貸する場合		「賃貸借契約書」 「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋（持家）に親族等が住む場合		親族等からの申立書

注意事項

◎ 申立日から入居日までの期間は1年以内に限られます。

住民票の異動がされないまま申立日から1年を超えた場合には、所轄の登記所へ住宅用家屋証明の取り消しを通知しています。この場合、登録免許税の追加徴収を受けることがあります。

※1 令和6年7月1日以降の申請について、個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋、及び個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋の申請に限り、宅地建物取引業者が買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書も可とします。（別添：申立書（宅地建物取引業者用）をご参照ください。）